

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
11月19日  
(金曜日)

## 目次

○告示	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定 (廃棄物・リサイクル対策課).....一
	家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告(畜産振興課).....二
	指定施業要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課).....二
	土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....二
	道路の区域の変更(道路整備課).....三
	道路の供用の開始(道路整備課).....三
○公告	准看護師試験の実施(医療政策課).....三
○選管告示	政治団体の名称等.....四
	政治団体の異動事項.....四
	解散等に係る政治団体の名称等.....四
	資金管理団体の名称等.....五
	政治資金規制法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....五



### 山口県告示第三百四十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

令和三年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 指定区域  
宇部市大字西沖の山字西沖一三番二から一三番五までのうち別図に示す区域
- 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年省令第三十五号)第十二条の三十一第一号に規定する埋立地  
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県字部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 一 指定区域

宇部市大字西沖の山字西沖一三番三のうち別図に示す区域及び山陽小野田市大字西沖字西沖一五番一のうち別図に示す区域

#### 二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の三十一第一号に規定する埋立地  
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県字部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

### 山口県告示第三百四十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示(令和三年山口県告示第百九十四号)は、廃止する。

令和三年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため

#### 二 報告すべき者

報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「鶏等」という。)の羽数の合計

が百羽以上又は飼養しているだちよりの羽数が十羽以上である農場の所有者  
三 報告すべき事項

二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間（初回の報告にあつては、令和三年十一月一日から同月二十一日までの間）に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間の初日の属する週の翌週の月曜日正午（初回の報告にあつては、令和三年十一月二十二日正午）

五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他

高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

### 山口県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

令和三年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市阿東徳佐上字船方一〇〇〇二の八四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第三百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和三年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 起業者の名称

岩国市

二 事業の種類

川下供用会館等駐車場整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

岩国市中津町二丁目地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

川下供用会館等駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号及び第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を拡張整備して川下供用会館及び川下出張所の利用者の利便性を確保することにより、これらの施設の有効活用が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、

三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、駐車場を拡張整備して川下供用会館及び川下出張所の利用者の利便性を確保することにより、これらの施設の有効活用を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所  
岩国市市民生活部市民協働推進課

山口県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十一月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 下関美祢線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祢市西厚保町原字井手ノ上五九二の一地先から同市西厚保町原 同字五九一の一三三 地先まで	最狭 二五・二	最狭 二二・二	六二・三	六二・三	道路改良工事の完了による。

山口県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下関美祢線	美祢市西厚保町原字井手ノ上五九二の一地先から同市西厚保町原 同字五九一の一三三 地先まで	令和三年十一月二十日



(二四三) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

令和三年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時  
令和四年二月十五日（火曜日）午後一時三十分から午後四時まで
- 二 試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク
- 三 受験資格  
法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 四 受験願書の受付期間  
令和四年一月七日（金曜日）から同月十四日（金曜日）まで（郵送の場合は、一月十四日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）

山口県健康福祉部医療政策課

六 提出書類等

- (一) 受験願書
- (二) 受験資格証明書
- (三) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、令和四年三月十五日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部医療政策課のホームページに掲載する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医療政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医療政策課（電話〇八三一九三三―二九二八）にすること。



山口県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年十一月十九日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本泰治

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日（年月日）
	氏名	公職の種類				
自由民主党山口県参議院選挙区第3支部	経夫	参議院議員	崎山	山口市神田町5番1号	政治資金規正法第79条第7号に定める国政政治団体	令和3、10
自由民主党山口県衆議院支部	芳正	衆議院議員	徳見 秀明	宇部市琴芝町2丁目/番30号		10、22

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日（年月日）
井川宏海後援会	井川 宏海	井川 宏海	柳井市天神/2番11号		令和3、9、30
伊藤和貴後援会	山本 伸雄	松村 和明	山口市中河原町4番5号		10、24
岡村茂樹後援会	岡村 茂樹	岡村 敬子	柳井市伊保庄4045		10、8
川口隆之助後援会	川口 隆之	川口 祥子	岩国市南岩国町5丁目43番21-5号		10、24
浩友会	西川 浩	西川 浩	宇部市大字中宇部22の4		10、1
長友光子後援会	大越 國義	大越 國義	柳井市伊陸/42の1		9、27
和草会	伊藤 和貴	木村 克己	山口市吉敷下東2丁目9番7号		10、24
萩の明るい未来	國分 整	國分 浩子	萩市大字土原508の1		10、6
モリカケ・萩の嘘を許さない市民の会	豊嶋 耕治	廣岡 逸樹	下関市中之町7番7号		10、7

山口県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年十一月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(異動年月日)
			新	旧	
自由民主党須佐支部	山本 隆志	会計責任者 事務所	藤井 隆弘 萩市大字須佐4233	山本 隆志 萩市大字須佐2515の1	令和3、17
自由民主党玖珂支部	植野 正則	会計責任者	西山 泰弘	倉田 正史	10、1
三菱下関地区本部政治活動委員会	徳野 啓範	〃	森本 哲平	井上 薫	〃
みんなの県政をつくる会	藤永 佳久	事務所	山口市中中央4号 山口市3番3号	山口市中中央4号 山口市2番4号	〃 15
山口県中小企業政治連盟	和田 卓也	〃	本町2番2号 丁田2番16号	〃 5番16号	9、24
山口県バス交通懇話会	松村 喜裕	代表者	松村 喜裕	河内 秀夫	10、26
山口県ビルメンテナンス政治連盟	松山 邦彦	会計責任者	山下 昭男	西村 隆男	9、1

山口県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年十一月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県参議院選挙区第二支部	林 芳正	徳見 秀明	下関市貴船町4丁目8番/8号	令和3、10、1
穴井けんじ後援会	木谷 行和	穴井 洋子	熊毛郡田布施町大字下田布施2621の8	8、31
久保田きみ子後援会	久保田启子	久保田克秀	宇部市大字西岐波229の338	9、8

山口県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年十一月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考(指年月日)
井川 宏海	柳井市議会議員	井川宏海後援会	柳井市天神/2番11号	井川 宏海	令和3、9、27
伊藤 和貴	山口市長	和草会	山口市吉敷下東2丁目9番17号	伊藤 和貴	〃 23

山口県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年十一月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考(資金管理団体でなくなった年月日)
久保田启子	久保田きみ子後援会	令和3、9、8

令和三年十一月十九日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁